

特定施設に係る振動規制法の届出の手引き

- ・ 特定施設：指定地域内において工場又は事業場に設置される施設のうち著しい振動を発生する施設であって政令で定めるもの
 - ・ 提出先：多治見市役所本庁舎1階 環境課窓口（担当：環境保全グループ）
 - ・ 提出部数：正・副2部（書類審査を行い、後日、副本を返却）

振動規制法

届出の種類	様式	内容	根拠条文	提出期日	添付書類
特定施設設置届出書	第1	・ 設置する場合(注1)	法第6条第1項	工事開始の30日前まで	・ 特定工場等周辺の見取図 ・ 特定施設の配置図 ・ 振動の防止の方法
特定施設使用届出書	第2	・ 指定地域の変更(注2) ・ 特定施設の指定(注3) により既設の施設が特定施設になる場合	法第7条第1項	指定のあった日から30日以内	・ 特定工場等周辺の見取図 ・ 特定施設の配置図 ・ 振動の防止の方法
特定施設の種類及び能力ごとの数 特定施設の使用の方法変更届出書	第3	・ 特定施設の種類及び能力ごとの数(注4) ・ 特定施設の使用の方法(注5) を変更する場合	法第8条第1項	工事開始の30日前まで	・ 特定工場等周辺の見取図 ・ 特定施設の配置図 ・ 特定施設の使用の方法
振動の防止の方法変更届出書	第4	・ 振動の防止の方法を変更する場合(注6)	法第8条第1項	工事開始の30日前まで	・ 特定工場等周辺の見取図 ・ 特定施設の配置図 ・ 振動の防止の方法
氏名等変更届出書	第6	・ 届出者の変更がある場合 ・ 工場又は事業場の名称及び所在地の変更がある場合	法第10条	変更のあった日から30日以内	原則不要
特定施設使用全廃届出書	第7	・ 届出施設の使用をすべて廃止する場合	法第10条	廃止から30日以内	原則不要
承継届出書	第8	・ 譲り受け、借り受けがあった場合 ・ 相続、合併、分割があった場合(注7)	法第11条第3項	承継のあった日から30日以内	原則不要

注1 指定地域内において工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る)に特定施設を設置する場合

注2 新たに指定地域となった際、現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)

注3 新たに特定施設となった際、現に指定地域内において工場若しくは事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る)にその施設を設置している場合

注4 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合は届出不要

注5 特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は届出不要

注6 振動の増加を伴わない場合は届出不要

注7 相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る)